

東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者募集要項

令和2年4月

東村山市

目次

I 公募の趣旨・目的等

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 条例改正について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

II 施設の概要

- 1 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

III 指定管理者が行う業務

- 1 基本業務（駐輪場の管理運営）・・・・ P 3
- 2 指定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 利用料金制の導入・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 自主事業について・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 施設の整備、改修、修繕・・・・・・・・ P 4
- 6 付加価値となる提案事業・・・・・・・・ P 6
- 7 指定管理に係る注意事項・・・・・・・・ P 6

IV 選定の手続き

- 1 応募資格と注意点・・・・・・・・・・・・ P 7
- 2 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 3 応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 4 指定管理者の選定等・・・・・・・・・・・・ P 11

V 選定後の手続等

- 1 東村山市議会の議決・・・・・・・・・・・・ P 12
- 2 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 3 管理運営業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・ P 13

VI その他

- 1 指定管理の更新に伴う準備行為について・・・・ P 13
- 2 駐輪場の使用形態の変更・・・・・・・・・・・・ P 13
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による
応募及び選定のスケジュール変更について・・・・ P 13

I 公募の趣旨・目的等

1 趣旨

東村山市（以下、市という。）では、駐輪場の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項」及び「東村山市有料自転車等駐輪場条例（平成20年東村山市条例第31号）（以下、条例という）第3条」の規定に基づき、駐輪場の管理運営を指定管理者に行わせている。

今回、東村山市有料自転車等駐輪場（以下、駐輪場という。）の管理運営について、市が掲げる総合計画、都市計画マスタープラン、人口ビジョン、創生総合戦略、公共施設等総合管理計画、行財政改革大綱等といった施策のほか、「東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針」等に基づく市の方針を十分に認識し、民間事業者等が持つ知識・ノウハウ等を活用した創意工夫のある提案を期待し、指定管理者を広く募集する。

2 目的

本募集に先立ち、令和元年度に実施したサウンディング調査では、「駐輪場のより効果的な管理運営方法について」、「駅周辺における駐輪スペースの不足解消について」、「久米川駅南口第1駐輪場用地のより有効な活用方法について」、「八坂駅駐輪場を含めた、無料駐輪場の今後のあり方について」、「制度全般のことについて」といった、市が抱える課題等について、様々なアイデアを頂いた。

本募集においては、より事業者の提案を重視した選定を行い、良い提案であれば積極的に取り入れ、これまでの駐輪場の管理運営、サービスの質のさらなる向上に加え、上記の市が抱える課題等の解決を図ることを重要な目的とする。

3 条例改正について

サウンディング調査の結果を受け、令和2年東村山市議会3月定例会において、条例の一部を改正し、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制（以下、利用料金制という）を導入すること、八坂駅駐輪場の有料化、総排気量125cc以下の普通自動二輪車いわゆる原付二種（以下、自動二輪車という）まで駐輪ができるよう制度の変更をし、これまでの指定管理制度にとらわれない多種多様な提案をすることが可能となるよう見直しを行ったものである。

II 施設の概要

1 対象施設

指定管理の対象施設は以下のとおりとする。

	名称	位置	面積[m ²]	管理事務所の有無	実収容台数		
					自転車	原付	総数
1	久米川駅南口 第1駐輪場	栄町2丁目29番地2 ～4、15、18、19	641.92	有	418	28	446
2	久米川駅南口 第2駐輪場	栄町2丁目11番地13	290.94	有	259	無し	259
3	久米川駅北口 地下駐輪場	栄町1丁目3番地1、 5、6、12、64、 65、4番地15～17、 5番地31、34	1,887.32	有	1,500	無し	1,500
4	久米川駅北口 第1駐輪場	栄町1丁目6番地6	165.28	無	137	無し	137
5	久米川駅年間 登録制駐輪場	萩山町5丁目1番地60 ～64	243.00	無	230	無し	230
6	東村山駅東口 第1駐輪場	本町2丁目16番地13、 16	383.41	有	274	無し	274
7	東村山駅東口 第2駐輪場	本町2丁目15番地2、 42～44	387.90	無	283	無し	283
8	東村山駅東口 第3駐輪場	久米川町4丁目9番地84	328.21	無	241	無し	241
9	東村山駅西口 地下駐輪場	野口町1丁目41番地	2,104.35	有	1,500	無し	1,500
10	東村山駅西口 第1駐輪場	野口町1丁目3番地27	245.40	無	無し	88	88
11	秋津駅第1 駐輪場	秋津町5丁目8番地12	1,445.00	有	980	50	1,030
12	秋津駅第2 駐輪場	秋津町5丁目7番地31、 32	208.13	無	134	無し	134
13	新秋津駅第1 駐輪場	秋津町5丁目6番地12 ～15	1,740.27	有	984	105	1,089
14	新秋津駅第2 駐輪場	秋津町5丁目24番地19	123.80	無	66	無し	66
15	新秋津駅第3 駐輪場	秋津町5丁目14番地9、 14	298.00	無	186	無し	186
16	新秋津駅第5 駐輪場	秋津町5丁目17番地1 ～3	2,433.76	無	1,600	50	1,650
17	萩山駅北口 駐輪場	萩山町2丁目3番地3	521.90	有	384	10	394
18	八坂駅駐輪場	東村山市栄町3丁目16 番地35、26番地28		無			

※八坂駅駐輪場の詳細については後述のとおりとする。

Ⅲ 指定管理者が行う業務

1 基本業務（駐輪場の管理運営）

指定管理者が行う基本業務については下記の駐輪場の管理運営に関するものとする。

- 条例第5条の規定に基づき駐輪場の使用を承認すること、または駐輪場の使用を承認しないこと及び駐輪場の使用の承認を取り消すこと。
- 管理物件の維持管理を行うこと。
- 上記の業務のほか、市が必要と認める業務に関すること。

基本業務の細目は、仕様書で定めるものとする。

2 指定期間

令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間

※後述する「付加価値となる提案事業」については提案の内容によっては7年とならない場合もある。

3 利用料金制の導入

令和3年4月からの指定管理において利用料金制を導入することとする。

利用料金については次の表の上限額の範囲内で、駐輪場ごとの額を提案すること。

利用料金の範囲（東村山市有料自転車等駐輪場条例 別表第2（第8条））

使用の形態等		利用料金の上限額	
定期使用	自転車	1月	4,000円 (学生又は心身障害者は、 3,000円)
	原動機付自転車	1月	6,000円
	自動二輪車	1月	8,000円
一時使用	自転車	1回	200円
	原動機付自転車	1回	300円
	自動二輪車	1回	400円
年間登録使用	自転車	1年	19,200円 (学生又は心身障害者は、 14,400円)

	原動機付自転車	1年	28,800円
	自動二輪車	1年	38,400円

※利用料金の設定については、駐輪場ごとの状況や立地、収容率などを考慮し、それぞれの駐輪場に応じた額を設定すること。

※放置自転車等の解消のため、駐輪場の運営方法等に応じ、可能な限り無料時間の設定を行うこと。

※指定管理者の指定がなされた後、駐輪場利用者へ十分な周知を行うために、必要な周知期間を見込んで市長の承認を得ること。

※その他、利用料金の取り扱い等については条例等の規定を遵守すること。

4 自主事業について

自主事業については下記のとおりとする。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物販などを開催し、収入を得る事業をいう。
- (2) 自主事業実施にあたり、駐輪場敷地内に継続して物件並びに施設等を設置する際には、事前に市の許可を必要とする。また、市が求める場合には行政財産使用料を納めなければならない。
- (3) 自主事業実施の可否は、市が施設の設置目的や条例に照らし合わせて判断するが、設置目的を踏まえて不相当と判断できる事業の場合は、実施を承認しないことがある。
- (4) 駐輪場内の自転車等を置くスペースを使用しての自主事業は認めないが、利用率が著しく悪い駐輪場についてはその限りではない。
- (5) 自主事業が、指定管理業務に支障を与えていると判断される場合は、市は自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

※提案する自主事業の実施を認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

5 施設の整備、改修、修繕

下記の項目については指定管理者が行う駐輪場の管理業務の範囲内とし、利用料金の中で事業の実施をすること。

(1) 八坂駅駐輪場の整備

八坂駅駐輪場については現状無料駐輪場として市が管理を行っているところであるが、今回の指定管理期間から有料駐輪場として指定管理の範囲に含めるものとする。

無料駐輪場として活用しているスペースのうち、有料化することで利用台数の減が見込まれるが、事業者の知識・ノウハウを活用した駐輪場の整備等を行うことで、効果的な管理運営方法を図ることとする。なお、この選定では有料化するにあたり、下記の提案をすること。

(ア) 必要となる駐輪台数の見込み

(イ) 上記の見込みから想定する駐輪場用地の構造図

(ウ) 管理方法

(エ) 料金体系

(オ) 駐輪場工事の予定工期

採用された提案に基づき、八坂駅駐輪場の概要等の詳細を協議の上決めることとする。

なお、八坂駅駐輪場の有料化を行った際には、八坂駅駐輪場周辺のエリアを放置自転車禁止区域とし、駅周辺の放置自転車対策を市が講じることとする。

※参考として八坂駅駐輪場の駐輪台数（現状の台数）、近隣駐輪場の利用台数（参考値）、八坂駅駐輪場の図面等をホームページ上で公開するため活用すること。

(2) 自動二輪車の受け入れに伴う、駐輪場の改修

自動二輪車を受け入れる駐輪場について、次の項目を提案すること。

(ア) 自動二輪車を受け入れる駐輪場

(イ) 管理方法

(ウ) 料金体系

(エ) 駐輪場改修計画図並びに予定工期(工事が必要な場合)

※自動二輪車を止める台数については規定をしない。

※自動二輪車を受け入れるために駐輪場の形状等の変更が必要な場合には、形状等の変更に要するコストについては指定管理者の負担とし、投資回収できる期間等を見込むこと。

※上記の変更等がある場合については、協議により進めることとする。

(3) 修繕

【修繕の想定】

区分	小規模、至急の対応が可能なもの	大規模なもの（躯体としてみないもの）	大規模なもの（躯体部分にかかるもの）
責任の所在	指定管理者	指定管理者	市
想定されるケース	LED 灯への取り換え、照明設備、エアコン（管理事務所内）、トイレ、止水板などの修繕	エレベーター（躯体の中の箱部分）、ポンプ、ベルトコンベア、消防設備、電気設備、塗装（床面など）、躯体のガラス部分などの修繕	壁、建屋（ガラス部分除く）、階段、床（程度により）、扉、シャッターなどの修繕

駐輪場修繕の想定については上記の表のとおり、小規模なものや至急に対応ができるものについては指定管理者が行うこと。また、大規模なものについては躯体部分以外のものは指定管理者が行い、躯体部分に係るものは市が行うものとする。ただし、利用料金制の収入の

中で、躯体部分についても長期的な計画により修繕を行うことができる場合は、提案により修繕を行うことを可能とする。

(4) その他

上記の(1)～(3)以外の事象が発生する場合については、市と協議のもと進めることとする。

6 付加価値となる提案事業

今回の選定では、これまでの駐輪場の管理運営の質及びサービスから、さらなる向上を図ることに加え、駐輪場等で得た収入を市が抱える課題等の解決といった「付加価値」に投資する提案を求める。

(市が困っていること)

- 駅周辺における店舗利用客等の短時間放置自転車等の解消
- 久米川駅南口第1駐輪場の有効活用
- その他の多様な公共的課題 など

駐輪場の管理運営といった基本的業務に対する提案とは別に、このような課題の解決につながる提案を付加価値として捉え、重要な項目として選定を行うこととする。

※この提案に基づく費用については指定管理者が負担をし、内容に応じて、初期投資等の費用回収ができる年数や、事業が終了する期間等を見込んだうえで提案をすること(提案の内容によっては7年に限定されることなく、期間等を見込むことができる)。ただし、「1 基本業務(駐輪場の管理運営)」や「5 施設の整備、改修、修繕」の範囲内で行う、駐輪場の管理運営に関する提案については、「付加価値となる提案事業」には含まないものとする。

※「付加価値となる提案事業」において、市がその提案を事業化することが効果的かつ実現可能であると判断した場合に、事業化に向けて調整を図るものとする。なお、事業化の可否については協議により決めるものとする。

※提案する事業の実施を認められない場合、指定管理者への申請そのものを辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

7 指定管理に係る注意事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務の実施にあたっては、地方自治法、労働基準法、東村山市有料自転車等駐輪場条例、東村山市個人情報保護に関する条例、東村山市行政手続条例その他関係法令を遵守し、適切な管理を行い、公平性の保持、安全確保に努めること。

(2) 業務の再委託

個々の業務について、第三者へ委託をすることは可能であるが、指定管理者が行うべき駐輪場の管理運営業務を第三者に包括的に委託し、または請け負わせることはできないものとする。個々の業務を再委託する場合には、委託先の名称、業務内容等について市に報告し、事前に承認を得なければならない。

(3) 文書等の管理・保存

(ア)指定管理者は、業務に伴い作成し、又は受領する文書等を適正に管理・保存すること。

また、指定期間終了時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡すこと。

(イ)出納関連の事務の監査時に、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求められることがある。

(4) モニタリング調査の実施

指定管理者が行う業務が管理運営の基準に適合しているかどうかを確認し、施設の安定的、継続的な管理運営を確保するために、管理業務の実施状況の調査（以下「モニタリング調査」という。）を行うこととする。なお、モニタリング調査の実施に係る費用については指定管理者の負担とする。

(5) 守秘義務及び個人情報の保護

指定管理者は、業務の執行にあたって、その職務上知り得た秘密を漏らしたり、個人情報の持ち出し等をしてはならない。指定期間終了後も同様である。

(6) 指定管理者の明示

指定管理者が管理する市の施設については、これを使用者に明示するため、当該施設内やパンフレット等に、設置者である市の名称とともに、指定管理者の名称及び連絡先を表示すること。

(7) 指定管理業務に対する保険への加入

指定管理者としての注意義務を怠ったこと等により、使用者や第三者へ損害を与えた場合等の備えとして、指定管理業務に対する保険に加入し、保険料を負担すること。

(8) 防火管理者の選任

東村山駅西口地下駐輪場及び久米川駅北口地下駐輪場については防火管理者の資格があるものを必ず置き、消防計画と併せて消防署に届け出ること。

(9) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、市が行う指示に従わないとき、その他、指定管理者による管理を継続することが適正でないと認められたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることがある。

IV 選定の手続き

1 応募資格と注意点

(1) 応募資格

団体等又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。

- ・地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
- ・指定暴力団の構成員、暴力団及びそれらの利益となる活動を行うなど、指定管理者としてふさわしくないもの。
- ・法人税、消費税、固定資産税（東村山市に対して納税義務がある法人・団体）等の税を

滞納しているもの。

- ・東村山市から指名停止措置を受けているもの。
- ・会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続を開始しているもの。
- ・東村山市有料自転車等駐輪場条例第21条（指定の制限）の規定に該当するもの。

(2) 注意点

(ア) 複数の団体がグループを構成して応募する場合、（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。なお、単独で応募した団体が他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員が他のグループ応募の構成員となることはできない。

(イ) 多数の団体等から申込みがあった場合は、選定委員会においてプロポーザルを受けるとする団体等を書類選考で決定する場合がある。

(ウ) 次に該当する応募は失格とする。

- ・ 資格要件を欠くもの。
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- ・ 提出書類等の提出期限を過ぎて提出したもの（ただし、提出期限後に市から追加資料を求める場合はこの限りではない）。
- ・ その他、選定に係る不正行為があったもの。

2 応募書類

指定管理者指定申請書（第2号様式（東村山市有料自転車等駐輪場条例施行規則第15条に規定））の提出書類の内容については下記のとおり。

	提出書類	記載内容
(1)	定款又はこれらに類するもの	・最新のものであること。
(2)	法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)	
(3)	事業計画書	・別紙「事業計画書」を参照
(4)	駐輪場又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類	・受託事務を含む。
(5)	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの	・直近から3期分を提出すること。 ※これらに類するものの参考として「販売費及び一般管理費内訳表」「株主資本等変動計算書」「注記表」
(6)	団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	・団体等の沿革については時系列で記載し、事業内容も具体的に記載したものであること。 ・代表者の履歴 ・役員名簿（他の法人との兼職者があるときはその旨も記載） ・団体の運営に関する資料（経営理念、方針と経営、管理体制などがわかる内容のもの。）
(7)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・印鑑登録証明書 ※上記の2項目は応募申込の日前3か月以内に

		発行されたものであること。 ・納税証明書 ※納税証明書に類するものの参考として「課税期間分の消費税及び地方税の確定申告書」「事業年度の確定申告書」「給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」「法人税・事業税納付済額証明書」でも可とする。 ・東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者指定申請にかかる誓約書（別紙参照）
--	--	--

様式のサイズはA4版とする。ただし、官公庁の証明等で様式のサイズが異なる場合はこの限りではない。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布

期 間 令和2年4月17日（金）～令和2年5月15日（金）
 配布方法 東村山市ホームページからのダウンロード

(2) 事業者向け説明会

日 時 令和2年4月17日（金） 午前10時00分から
 場 所 東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール
 ※事業者向け説明会の申込み等についてはすでにホームページ上で周知しているとおりとす。

（ホームページより引用）
 令和2年4月15日（水）までに、別紙「説明会参加申込書」を記入し、電子メールにて送付すること。
【メールアドレス】 chikianzen@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp
 東村山市環境安全部地域安全課宛て
 （件名を「説明会参加申込書」と記入すること。）

(3) 質疑及び回答

(ア) 質疑

受付期間 令和2年4月24日（金）～令和2年5月15日（金）
 午後5時到着分まで。

募集要項等の配布資料又は指定管理の応募内容等に質疑がある場合は、要旨をまとめて別紙の「質疑回答書」を作成し電子メールで送付すること。電話などの口頭によるもの、締め切り日時以降到着分、また事業者名及び連絡先の記載のない質疑等は受け付けない。

【メールアドレス】 上記、事業者向け説明会と同じ
 東村山市環境安全部地域安全課宛て

(件名を「指定管理者質疑」と記入すること。)

(イ) 回答

令和2年5月22日(金)午後5時までに東村山市ホームページ上で回答する。

(4) 個別相談

期 間 令和2年4月17日(金)～令和2年5月22日(金)

上記の期間中に随時個別相談を行うこととする。個別相談の申込みは、希望日時、参加人数、質問の要旨等をまとめ、電子メールで送付すること。

【メールアドレス】上記、事業者向け説明会と同じ

東村山市環境安全部地域安全課宛て

(件名を「個別相談」と記入すること。)

※この選定に応募する場合には、個別相談を行うことを必須とする。

(5) 応募書類の提出

提出期間 令和2年5月25日(月)～令和2年6月12日(金)

時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※ただし、土日祝日は除く。

提出先 東村山市環境安全部地域安全課窓口(東村山市役所本庁舎4階)

提出書類 別記「提出書類一覧」のとおり。

提出部数 正本1部、副本15部

応募書類は上記期日までに持参すること。

持参以外の方法による提出はできない。また、提出期限後は、応募書類の変更については原則として認めない。ただし、審査するにあたり市が必要と認め、追加資料を求める場合についてはこの限りではない。

(6) 応募書類の取扱い

(ア) 著作権

申請者から提出された応募書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された申請者の応募書類については、市が指定管理者制度導入による駐輪場の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(イ) 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うこと。

(ウ) 返却

申請者の応募書類は返却しない。

(エ) 公表

選定結果として、申請者名、審査結果の概要等を公開する場合がある。また、提出された申請書類等は情報公開の請求により開示する場合がある。

※公開する場合については、事前に事業者の確認を得て、事業者の知識・ノウハウ等に関わる情報については公開しない。

4 指定管理者の選定等

(1) 選定の進め方

(ア) 書類審査

参加資格及び提出書類の内容等について審査を行う。

書類審査の合否については、令和2年7月上旬ごろにメールにて知らせる。

(イ) プロポーザルの実施

実施日 令和2年7月16日(木) (予定) ※合否と併せて開始時間を知らせる。

実施場所 東村山市役所内 ※合否と併せて実施場所の詳細を知らせる。

提出された書類及び提出書類に基づいて実施するプレゼンテーションの内容について審査を行う。

※プレゼンテーションの詳細については書類審査の合否とともに通知する。

(ウ) 応募団体が1社であってもプロポーザルは実施する。

(2) 選定基準及び審査の視点

指定管理者の選定は、次の基準に基づいて行う。

【資質】

基準	視点
東村山市の現状についての把握	認識や課題分析などについて
企業の資質に関する こと	企業の考え方について
	指定管理者に向けての姿勢について

【駐輪場管理】

基準	視点
駐輪場管理事業に関する事項	人材育成について
	効率的な管理運営について
	安全の確保と危機管理について
	修繕・保守について
	会計について

	サービスの提供及び向上について
新規事業	八坂駅駐輪場について
	自動二輪車について

【付加価値】

基準	視点
付加価値につながる独自の提案	放置自転車対策について
	久米川駅南口第1駐輪場用地の有効活用について
	環境への配慮について
	地元貢献、活性化、賑わいの創出について
	その他独自の提案について

【施工計画】

基準	視点
施工計画	施工中の安全確保及び放置自転車への対応について
	施工スケジュールについて

(3) 選定結果

選定の結果は、プロポーザルを実施した事業者に7月下旬を目途に文書により通知する。

V 選定後の手続等

1 東村山市議会の議決

指定管理者の指定は、東村山市議会の議決を経て行う。議決を得ることができなかった場合には、選定結果を無効とする。この場合、公募に関わる費用の一切について市は補償しない。また、議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときには、選定結果を無効とすることがある。

2 協定の締結

議決後、指定管理者は東村山市と駐輪場の管理運営に関する細目について細かく協議し、

基本協定を締結する。

3 管理運営業務の引継ぎ

(ア) 指定管理者は、円滑に業務を開始するため必要な準備を行うこと。

(イ) 市は、業務の引継ぎに係る経費は負担しない。

VI その他

1 指定管理の更新に伴う準備行為について

今回の指定期間においては、利用料金制の導入に伴う変更等、大幅な見直しがあると予想されるため、指定管理の更新に伴う準備行為については必要な期間を見込み、準備を行うこと。

なお、この準備期間については、工程表等によりあらかじめ市に提示し協議すること。

2 駐輪場の使用形態の変更

利用料金制の導入により、指定管理者の知識・ノウハウを活用した、より有効な駐輪場運営の提案が可能となり、現状の駐輪場の形状、状況等にとらわれることなく、自由な提案をすることが可能となる。そのため、駐輪場の形状、機器等を変更する場合については、この経費等の投資回収に必要な期間を見込むこと。

※上記の変更等がある場合には、形状の変更等が完了するまでの期間等も併せて提示すること。

3 新型コロナウイルス感染症の影響による応募及び選定のスケジュール変更について

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により、募集要項に記載のあるスケジュールでの募集及び選定の実施が困難な状況となったことから、このスケジュールを変更するものとする。なお、変更後のスケジュールについてはホームページ上に記載のとおりとする。